

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
広報おが配布業務 【単価契約】	毎月広報発行時の若美支 所及び各コミュニティセン ターから所定の場所までの 配布業務	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参 または 郵送	企画政策課
各施設草刈業務委託	各浄配水施設の草刈 (2回/年)	令和8年 5月	・地方自治法施行令167条の2第1項第4号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	ガス上下水道課
ガス製造供給施設草刈 業務委託	ガス製造所(年6回)・旧若美ガス 供給所(年4回)・各ガバナ室敷 地(年2回)の草刈	令和8年 5月	・地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	ガス上下水道課
ガス製造所管理棟室内清 掃	製造所管理棟内外の清掃 (12月中)	令和8年 12月	・地方自治法施行令167条の2第1項第6号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	ガス上下水道課
公民館・コミュニティセン ター受付業務	公民館・コミュニティセン ターの夜間受付及び休 日・祝日における日直	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規 定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内 であること。	持参	教育委員会 教育総務課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
公民館・コミュニティセン ター清掃業務	公民館・コミュニティセン ターの清掃 (3回/週)	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規 定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内 であること。	持参	教育委員会 教育総務課
都市公園等トイレ清掃・ 草刈り等業務	①公園トイレ清掃業務 ②船越近隣公園清掃業務 ③金川近隣公園管理業務 ④街区公園等清掃・草刈り 業務 ⑤近隣公園等草刈り業務	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
自転車置き場草刈り・ 清掃業務	船越駅前、脇本駅前、羽 立駅前の自転車置き場の 草刈り・清掃	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
駅前公衆トイレ清掃業務	船越駅前、脇本駅前、羽 立駅前の公衆トイレの清掃	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
男鹿駅跨線橋清掃業務	男鹿駅跨線橋の清掃	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
船越近隣公園松葉拾い・ 処分	公園内の松葉拾いと、八 郎湖クリーンセンターでの 処分	令和8年 5月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
市道草刈り業務	市道草刈り業務	令和8年 5月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
砂箱設置及び撤去業務	市内3箇所に砂箱を設置、 撤去作業及び砂袋の製作 (50個)	令和8年 11月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
砂箱管理業務	男鹿市内23箇所に設置さ れている砂箱の管理	令和8年 11月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
凍結防止剤散布業務	男鹿市内市道30路線にお ける凍結防止剤の散布	令和8年 11月	・地方自治法施行令167条の2第1項第4号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
若美庁舎清掃業務	若美庁舎の清掃業務 (月曜日～金曜日の平日のみ)	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	若美支所
夜間受付業務	男鹿みなと市民病院の夜間受付業務	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送又は持参	男鹿みなと市民病院
男鹿市民文化会館 受付業務	会館利用者の受付等	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	男鹿市民文化会館
漁港環境施設等草刈清掃業務	漁港施設等の清掃及び草刈	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	農林水産課
男鹿市高齢者生活援助 事業委託契約	家屋内の掃除 (1回/月) 家周りの除草 (3回/年) 主要道までの除雪 (4回/月) 火災報知機取付(1回/1世帯)	令和8年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	福祉課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
男鹿市民俗資料収蔵庫および加茂青砂ふるさと学習施設 破損箇所確認業務	男鹿市民俗資料収蔵庫(1回/月)加茂青砂ふるさと学習施設(2回/月)の施設 破損箇所確認	令和8年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送 または 持参	文化スポーツ課
若美ふるさと資料館清掃業務	若美ふるさと資料館の施設清掃	令和8年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送 または 持参	文化スポーツ課
脇本城跡案内所清掃業務	脇本城跡案内所の清掃	令和8年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送 または 持参	文化スポーツ課
船川港金川多目的広場 草刈業務	・草刈 憩いの広場等(年3回) 駐車場(年2回) ・除草剤散布(年1回) ・木及び草の除去(年1回)	令和8年 5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送 または 持参	文化スポーツ課
男鹿市民ふれあいプラザ 受付業務	窓口業務等	令和8年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	市民ふれあいプラザ

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
男鹿市民ふれあいプラザ 庭木剪定及び除草作業委 託	庭木剪定(年1回) 除草(年2回)	令和8年 6月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規 定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内 であること。	持参	市民ふれあいプラ ザ